

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

住み慣れた地域で 安心していきいきと暮らせるまち

総社市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に、取り組みを推進してきました。

この基本理念は2025年を見据えて設定し、本市の地域包括ケアシステムの目指す姿を表していることから、第7期計画においても、第6期計画の基本理念を継承することとします。

(2) 基本目標

基本理念の実現を目指すにあたり、3つの基本目標を設定しました。

なお、具体的な取り組み内容については、第4章で示します。

基本目標 1

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、要介護状態にならないための取り組みや、介護が必要になってもその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう支援する取り組み、要介護状態の重度化を防止する取り組みが重要となっています。

地域包括支援センターを核として、健康増進や介護予防の取り組みを充実させるとともに、高齢者自らが地域の様々な活動に積極的に参画できる仕組みづくりや人材育成を推進し、これまでも地域が一体となって取り組んできた地域包括ケアシステムを深化させます。

基本目標 2

いつまでも安心して暮らせるまちづくり

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅での生活や認知症高齢者等を支援する取り組み、高齢者一人ひとりの尊厳を保持する権利擁護と虐待防止の取り組みを推進するとともに、高齢者にやさしい住まいや生活環境の整備を推進します。

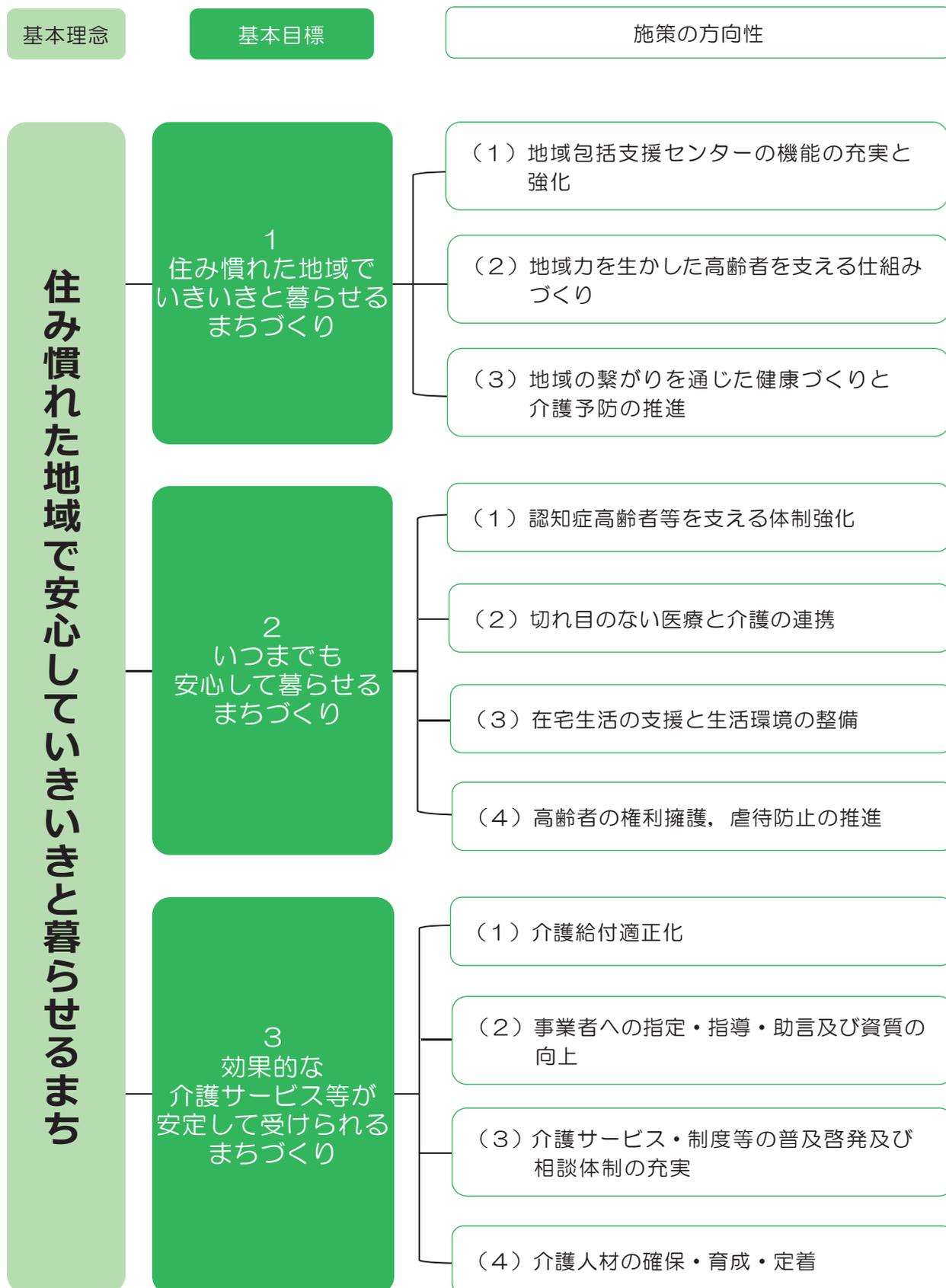
基本目標 3

効果的な介護サービス等が安定して受けられるまちづくり

介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が要介護状態となっても、適切な介護保険サービスを受けながら住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護給付の適正化、介護保険サービス事業者の育成・支援、介護サービス情報公開の推進、相談体制の充実などを推進します。

2 施策の体系

次の体系で施策を展開していきます。



3 2025年を見据えた総社市の地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられる環境をつくるとともに、介護保険制度を安定的に持続させるためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

本市では、市民が地域で活躍し、いきいきと生活できるよう、また、要介護状態となっても、自分らしく住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター及び総社市社会福祉協議会を拠点としたワンストップ相談窓口を核とし、行政のみでなく、市民や地域組織、ボランティア団体、NPO等、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、共に力を合わせて地域で支え合うまちづくりを進める「協働」の取り組みを浸透させることが必要です。

そこで第7期計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進させるための取り組みを推進します。

(1) 本市の目指す地域包括ケアシステム

本市の目指す「地域包括ケアシステム」とは、高齢者を対象とした5つの視点【医療・介護・介護予防・住まい・生活支援】での取り組みが、6つの機能【早期発見機能、早期対応機能、連携強化機能、専門的支援機能、施策化・社会資源開発機能、社会教育・地域づくり機能】を基本として、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによるサービスの提供）かつ、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目のないサービスの提供）に行われる仕組みです。

また、地域で高齢者福祉を担う主体ごとの役割を明確にし、相互の連携と協働によって地域一丸となって取り組み、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

【5つの視点】

① 医療（医療・介護連携）

「住まい」と「生活支援」によって自立した生活を確保するとともに、一層の安心、いざというときの備えとして、専門的サービスを必要とする市民にしっかりと提供できる環境を整備します。「医療」と「介護」については、医療機関や訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどが協働して連携を図る関係を構築します。

② 介護

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を実現することが重要です。重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減に対応するための継続的な支援体制の整備を進めます。

③ 介護予防

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防・軽減・悪化の防止を理念としています。このため、地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの強化等により、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

④ 住まい

まず何よりも「住まい」が確保されていることが前提です。保健福祉施策と住宅施策を連携させ、住み慣れた住居のほか、施設や医療機関、サービス付き高齢者向け住宅等、一人ひとりの身体や財産の状況にふさわしい「住まい」が用意され、ライフステージに合わせて住み替えのできる環境の実現を目指します。

⑤ 生活支援（自立した日常生活の支援）

身体機能の低下や経済的な理由、家族関係の変化などによって従来どおりの生活が維持できなくなった場合は、生活支援が必要となります。「生活支援」は、専門事業者によるサービスだけでなく、見守りや交流の機会、出かける場の確保、地域住民同士のちょっとした手助けなど様々です。互助・共助を基本とした多様な生活支援がどこの地域でも行われ、誰でもその支援を受けられるように、市が中心となって、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援を担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

【6つの機能】

① 早期発見機能

本人や家族、そして地域住民により発見されたニーズが、早期に専門職や行政に届けられる機能で、地域包括支援センター、ワンストップ相談窓口（社会福祉協議会）を中心に対応します。

② 早期対応機能

早期に専門職が訪問し、問題の把握とともに信頼関係づくりを行う機能で、地域包括支援センター、ワンストップ相談窓口（社会福祉協議会）の専門職が早期に対応します。

③ 連携強化機能

地域の企業や事業者等が連携・協働し、支援する機能で、「みんなで見守るネットワーク」を推進し、地域全体で高齢者を見守り支えます。

④ 専門的支援機能

解決が困難な事例については、さらに専門的な職種や機関に的確かつ技術的な指導・助言を得る機能で、医療機関、介護保険事業者、行政機関等を中心に、専門的なチームとの連携や各専門職・専門機関との日常的な連携を継続します。

⑤ 施策化・社会資源開発機能

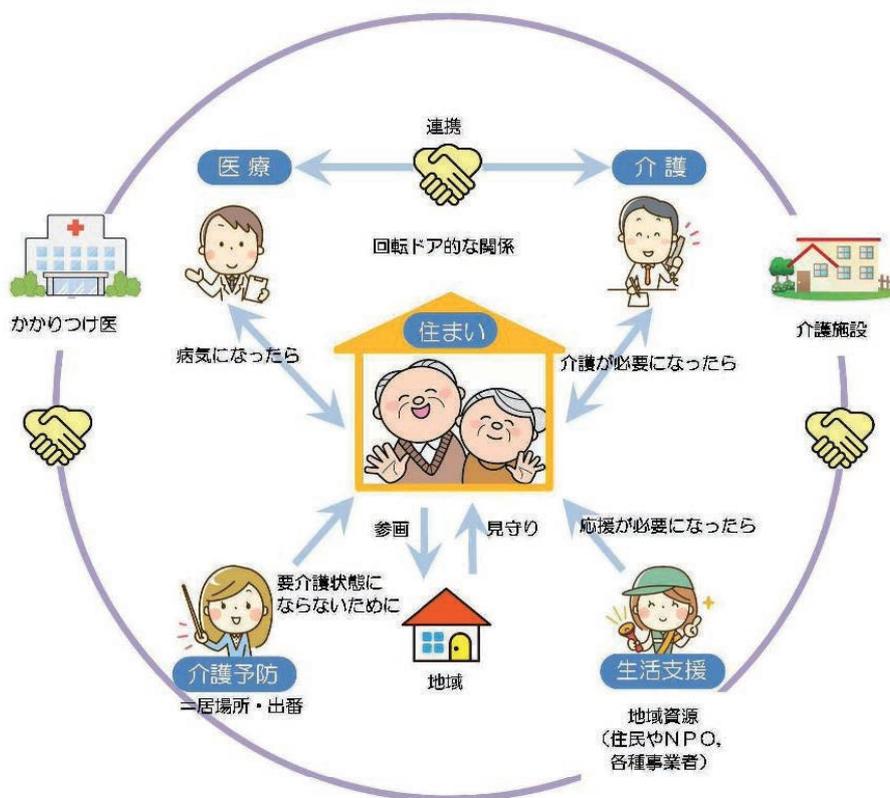
地域の課題解決に向け、既存サービスの活用を図るとともに、利用しにくいものは改善し、不足しているインフォーマルな取り組みや制度・サービスの開発を行う機能で、「小地域ケア会議」を基礎単位とし、小地域から圏域、圏域から市内全域へと繋がる三層構造となっており、重層的な地域包括ケアとネットワークの構築、社会資源の発掘・開発を推進します。

また、総社市が目指す「全国屈指福祉先駆都市」の実現に向けた取り組みとも連携を図り、施策を展開します。

⑥ 社会教育・地域づくり機能

本人や家族が早期に必要な情報を得て、適切な対応ができる機能で、高齢者の介護予防と自立・生きがいづくりを推進し、地域での生活支援サービス体制を構築していきます。高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーターが中心となり、各協議体において地域の生活課題解決に向けた取り組み（移動・買い物・居場所・担い手・見守り・空き家等）を行い、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

〔図表 2-3-1: 地域包括ケアの仕組み〕



【主体ごとの役割】

① 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者に関わる問題の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、高齢者の状態に応じて、包括的・継続的なケアマネジメントを適切に実施することで、地域における介護予防の拠点としての役割を担います。

また、高齢者が適切な保健福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との調整を図るコーディネーターとして、地域包括ケアシステムの中核的役割を担います。

② ワンストップ相談窓口（社会福祉協議会）

総社市社会福祉協議会に設置した各相談窓口において、高齢者が抱える複雑かつ多様な問題に対応するため、専門職が早期に対応し、必要な相談・援助に繋がります。

また、総社市社会福祉協議会は、地域社会における多様な住民活動の橋渡し役となり、住民主体による支え合いの地域社会の実現、地域の福祉力の向上を支援し、住民が自らの持てる力を発揮できるよう、協働を基調としながら地域福祉を推進します。

③ 地域の企業・団体等の連携

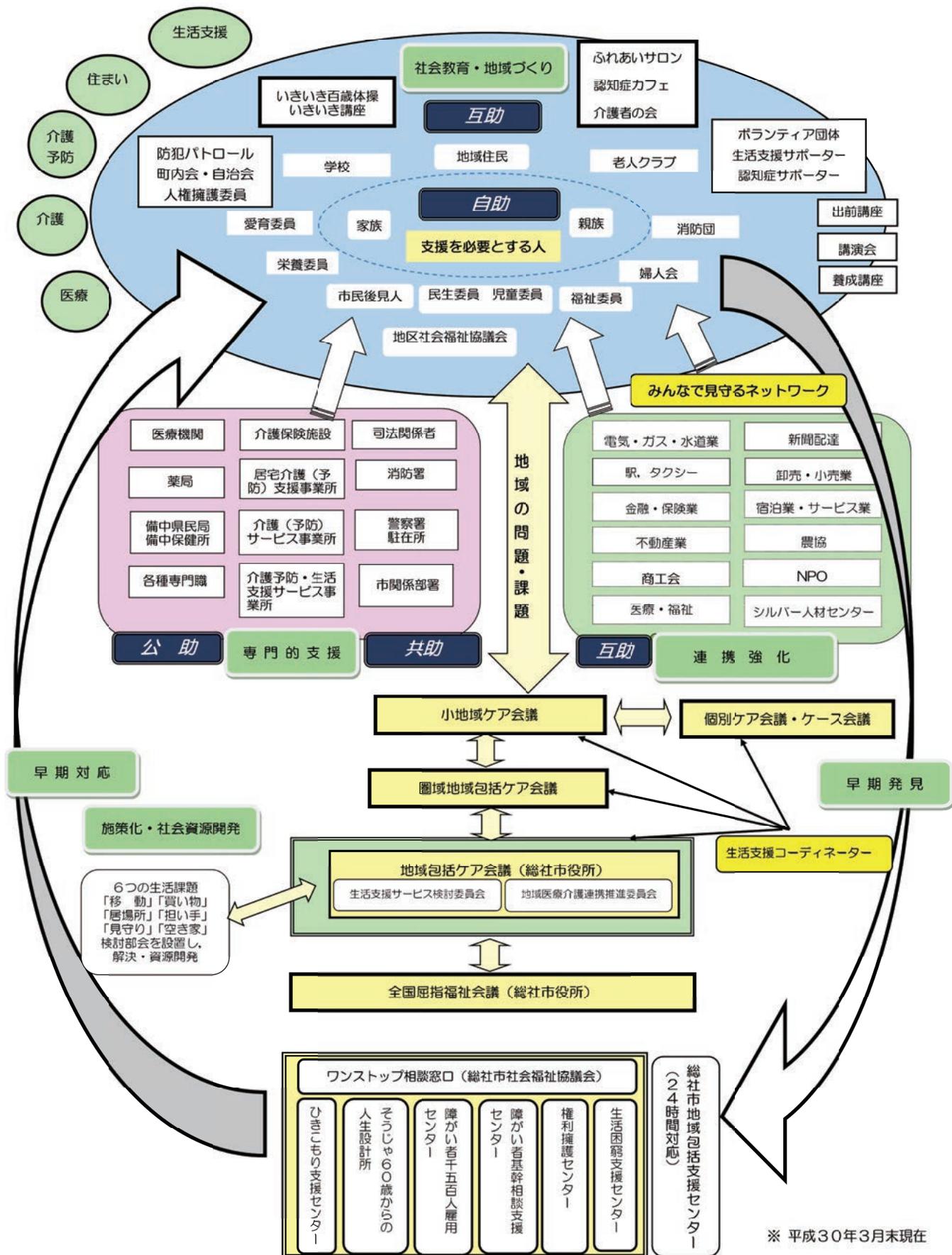
「そうじゃみんなで見守るネットワーク」を活用し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、身近な地域の中で支援を必要としている高齢者に、地域の人や民生委員・児童委員、地域の団体や事業者等、地域が連携して日常生活の中で見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組みづくりを推進します。

④ 地域住民（地域組織・ボランティア団体・NPO等）

本計画に掲げる基本理念を実現するためには、地域組織やボランティア団体、NPO等、多様な主体がそれぞれの特徴を活かして役割を果たすことが重要です。生きがいづくりや健康づくり、ネットワークづくり、仲間づくり、支え合い・支援活動等、それぞれの取り組みや活動を通じて「地域力」を高め、他の主体と連携しながら地域を支えます。

[図表 2-3-2: 総社市地域包括ケアシステム図 2017 版]

総社市地域包括ケアシステム構想図 2017 版



※ 平成30年3月末現在

(2) 「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」

① 「我が事・丸ごと」の包括的支援体制

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

② 総社市地域包括ケアシステムとの関係

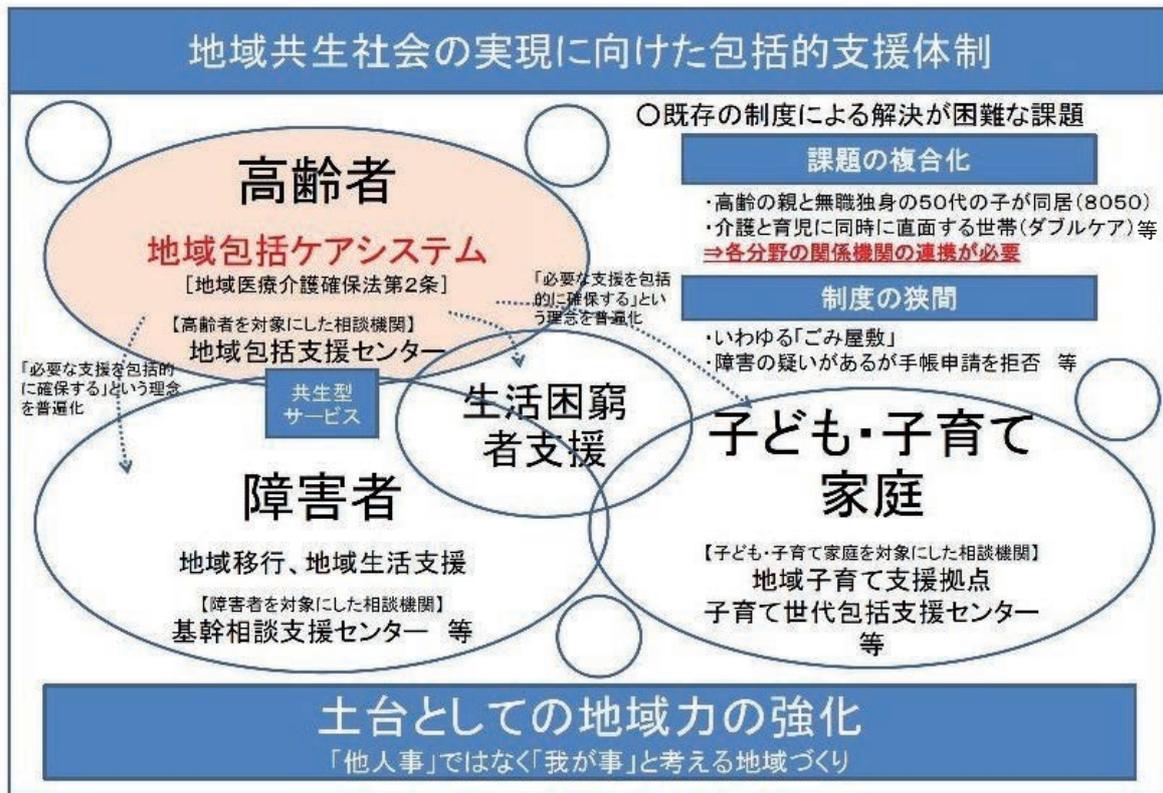
地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に確保する」という考え方を障がい者や子ども等への支援にも広げたものです。これにより、高齢の親と無職独身の 50 代の子どもが同居している世帯、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるようにするものであることから、地域包括ケアシステムの強化に繋がるものと考えられます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みにおいては、これまでも、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきています。

地域共生社会の実現に向けては、同様の考え方を発展させ、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の推進のため、障がい者千五百人雇用センター、生活困窮支援センター、障がい福祉サービス事業所等との連携強化に努めるとともに、全国屈指福祉先駆都市会議において、一生涯に渡る課題解決に取り組みます。

〔図表 2-3-3: 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制〕



全国介護保険担当課長会議資料 平成 29 年 7 月 3 日(月)厚生労働省老健局